

事件番号 平成17年(ワ)第141号
事件名 損害賠償等請求控訴事件
原告 水野 雅信 外2名
被告 日本たばこ産業株式会社 外3名

準 備 書 面 7
(被告会社の違法行為)

2006年9月6日

横浜地方裁判所第5民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 片 山 律

弁護士 伊 佐 山 芳 郎

弁護士 山 口 紀 洋

弁護士 三 枝 基 行

弁護士 吉 岡 睦 子

弁護士 浅 野 晋

弁護士 谷 直 樹

弁護士 飯 田 正 剛

弁護士 木 本 三 郎

弁護士 薦 田 哲

弁護士 榊 原 富 士 子

弁護士 猿 谷 明

弁護士 田 中 清 治

弁護士 中 川 利 彦

弁護士 中 島 美 砂 子

弁護士 山 本 政 明

目次

第1	総論	
1	予見可能性	5
2	製造販売する商品の安全性についての注意義務違反	5
3	調査対象	5
4	たばこ産業の具体的な安全性についての認識及び外部的態度	6
5	被告会社の訴訟態度	6
6	被告会社の注意義務違反（違法行為）	7
7	依存性あるいは継続的使用を予定していることに基づく注意義務違反	9
8	依存性の位置付け	9
9	被告会社の取った措置	10
第2	予見義務違反	11
1	故意責任及び過失責任の通説	12
2	予見の対象	12
(1)	概括的な結果発生の予見で足りること	12
(2)	抽象的過失	12
(3)	予見の対象	13
(4)	1964年度版米国公衆衛生総監報告書	14
第3	結果回避義務違反	17
1	たばこの性質	17
2	実際に発生した結果との関係	18
3	依存性の位置付け	19
(1)	依存性により導かれる回避措置	19
(2)	「たばこ」という商品が予定する使用方法から導かれる回避措置	19
(3)	被告会社の依存性の位置付け	19
(4)	開示されるべき情報との関係	21
(5)	先行行為に基づく作為義務	22
4	結果回避可能性	22
(1)	禁煙による効果	22
(2)	ニコチンコントロール技術	26

(3) 情報開示の方法（注意表示の文言）	26
5 被告会社にとっての措置	27
(1) 被告会社にとっての回避措置	27
(2) 欺瞞的な製造販売、広告宣伝行為	27
6 その後の回避義務	30

第1 総論

1 予見可能性

本件各原告の各健康被害（肺がん、肺気腫への罹患及びそれに伴う様々な肉体的、精神的、財産的損害）につき、被告会社が責を負うべき故意・過失責任の前提としての、被告会社の結果発生についての予見可能性、予見義務については、原告ら準備書面6で詳述したとおりである（同書面第5の4、5）。

2 製造販売する商品の安全性についての注意義務違反

「たばこ」という商品の製造販売業者である被告会社は、そもそも、自ら製造販売する商品の安全性についての調査義務があることは当然である。また、被告会社も、1955年には中央研究所を設置するなど、実際にそのような調査義務を尽くしていたことは明らかである（原告ら準備書面6 p 40ご参照）。これについては、被告会社に限らず、全てのたばこ製造販売業者に共通する義務であるし、そもそも、「たばこ」に限らず、あらゆる商品の製造販売業者が負うべき最も基本的な注意義務である。

なお、万が一、このような基本的注意義務すら果たしていないのであれば、それだけで不法行為上の違法評価は免れないことは上記準備書面6でも詳述したとおりである。

また、被告会社は、「たばこ」という商品の安全性についての調査研究を行なった結果、合理的な判断に基づいてその安全性を確保すべき義務があるのも当然であって、客観的なデータを得ながら、合理的な結果発生の可能性の予見が出来なかった場合にも予見義務違反となることも当然である。

3 調査対象

ここで、製造販売業者が尽くすべきは、その商品の安全性の確保であって、当該商品の使用によって結果が発生する以上、その結果を回避する義務を尽くすべきなのは当然である。従って、その調査対象は、「たばこ」の本来的な使用方法である継続的喫煙による健康影響であるべきであり、特に重要なのは、継続的喫煙による健康影響の発生の有無、可能性の程度といった結果の発生についてであって、結果発生の詳細なメカニズムはその後に解析すれば足りる問題である。当該商品を使用するこ

とで、何らかのメカニズムにより結果が発生することさえ分かれれば、その結果を回避する措置を講ずべき義務が発生するのである。当該商品の含有物質のうちどの物質がいなかる作用をして結果を発生させるのかという詳細なメカニズムの解析が未了であるという理由で結果回避義務を免れることは出来ない。

4 たばこ産業の具体的な安全性についての認識及び外部的態度

そして、やはり原告ら準備書面6で述べたとおり、今日では、公開された英米のたばこ産業各社の内部文書から、既に1950年代には、たばこ産業各社が内部的には、特に肺がんを中心として各たばこ関連病との因果関係が科学的に明らかになり、否定することはできないという事実を受け入れていたことが分かっている。これらの内部文書では、各たばこ産業が、内部的には上記事実を受け入れつつも、表向きには、因果関係についてははっきりとは証明されていないといった形での事実の歪曲、曖昧化、問題の先送りといった手段を用いて、たばこの製造販売を継続するだけでなく、顧客である喫煙者及び新規顧客である非喫煙者に対して喫煙を継続あるいは開始しやすいような広告宣伝、販売促進活動を行ってきた事実が赤裸々に語られている。

その具体的な方法は、英国の健康推進団体であるASHがまとめた、「Tobacco Explained (たばこ産業は語った。たばこ産業自身の言葉で語る たばこの真実)」(甲12)及びその翻訳本である「悪魔のマーケティング たばこ産業が語った真実」(甲11)に詳しい。このような欺瞞的な製造販売方法は、少なくない内部告発、内部文書の漏洩、各国政府によるたばこ産業の提訴及びそれに伴う内部文書の開示により、言い訳が出来なくなるまで続いてきたのである。

5 被告会社の訴訟態度

そして、現在、本件訴訟における被告会社の主張が、ほぼ上記英米のたばこ産業が繰り返してきた主張（これは、後に、内部文書の開示等により全くの欺瞞であったことが明らかにされている。）とほぼ同様のものであることは非常に示唆的である。

既に「たばこ規制枠組条約」が批准、発効された現在においても、なお、既に科学的・医学的に決着のついた能動喫煙と肺がん・肺気腫との因果関係すら未だに未解明であるとの主張を繰り返す被告会社の態度は、内部文

書が漏洩・公開され、もはや言い訳が出来なくなるぎりぎりまで、たばこ
と肺がんその他疾病との因果関係やニコチンの依存性及びそのコントロ
ール技術を否定し続けてきた英米のたばこ会社と全く同じなのである。恐
らく、内部文書等の公開がされ否定のしようがなくなるまで、被告会社の
このような主張は変わらないと思われる。

しかし、このような被告会社の態度そのものが、各原告を含む多数の
喫煙者を作り出し、あるいは喫煙習慣を維持させてきたことは否定の出
来ない事実である。上記準備書面6で詳述したとおり、喫煙者は、「たば
こ」の依存性から（あるいは、見せかけのものであるにせよ喫煙の効用
から）、喫煙習慣を維持したいとの欲求をもっているものであり、これに反
する認知（例えば、喫煙は健康障害をもたらすという情報）に接した場合、
その認知を修正したがるものである。新聞や週刊誌等でたばこの害
について取り上げられたとしても、製造販売業者である被告会社自身が
報道されるたばこの害を否定することで、喫煙者に対する禁煙の動機付
けを弱めてきたことは明らかである。

6 被告会社の注意義務違反（違法行為）

ところで、ここで要求される注意義務は、「当該の種類行為についての
当該の職業・地位・立場等に属する通常人ないし合理人が払うことを期待
される程度の注意をなす義務」であって、そのような義務違反（抽象的過
失）の有無の判定は、「特殊専門的な、あるいは特に危険性の高い行為をな
しうる地位や立場にいる者は、加害の予知・調査・回避などについての諸
能力も、おのずと一般市井人よりは高くなっているはずであり、またそれ
を基準にして」「判定される」ものである。従って、被告会社の場合も、一
般的な「たばこ」の製造販売業者として要求される合理的な判断による結
果発生の予見及び回避義務である。

そして、原告ら準備書面6で述べたとおり、どんなに遅くとも、19
64年の米国公衆衛生総監報告書「喫煙と健康」が刊行され、これを被
告会社（日本専売公社）が約5週間で全訳刊行した同年3月3日の時点
では、「たばこ」製造販売業者である被告会社は、その顧客である不特定
多数の喫煙者がこのまま喫煙を継続した場合、その内の相当数の不特定
多数の喫煙者に、肺がんをはじめとする重篤な健康障害が生じること、
またその内の少なくない者は死に至ることを予見することが出来たし、
合理的な製造販売業者として出来なければならなかった。

この点、被告会社は、未だに上記報告書が公衆衛生の観点から作成されたものであることなどを理由に、結果発生の予見可能性を否定するようである。

しかし、上記報告書は、わざわざ第2章で「研究の実施方法」（甲19では「調査方法」）との章を設けて調査方法を明らかにするとともに（甲18 p 11以下、甲19 p 10以下）、第3章「判定の基準」（甲19では「判断基準」）との章を設けて結論を導くにあたっての判断基準を説明し（甲18 p 15以下、甲19 p 14以下）、その中で「因果関係」の項目を設けて、「要因」、「決定因子」、「原因」という表現については極めて厳格かつ十分な配慮をして使用していることを明らかにしているし（甲18 p 16、甲19 p 16以下）、相関関係及び因果関係の判断にあたっては、疫学的方法のみならず、臨床的、病理学的、実験的証拠を徹底的に検討して判断したことを明らかにしているのであって（甲18 p 23、甲19 p 28以下）、きわめて信頼できる結論を示している。

そして、ここで問題とされるのは、上記のとおり、いわゆる「抽象的過失」の有無であり、被告会社は、たばこ製造販売業者として要求される合理的な被害発生の予知・調査・回避義務を尽くす必要があるのであって、上記報告書が出した結論及び英米の各たばこ産業が出した結論が、ともに因果関係を肯定するものであった以上、被告会社も、同様の結論を出してしかるべきであった。上記の英米のたばこ会社の内部文書から明らかになった事実からも、被告会社の「抽象的過失」の有無が導かれるのである。

従って、どんなに遅くとも、この時点において、被告会社は、たばこの製造販売業者として、その顧客である不特定多数の喫煙者がこのまま喫煙を継続した場合、その内の相当数の不特定多数の喫煙者に、肺がんをはじめとする重篤な健康障害が生じること、またその内の少なくない者は死に至ることを予見することが出来たし、少なくとも予見すべきであった。

そうすると、遅くともこの時点で、被告会社には、上記結果発生の予見義務及び予見された結果を回避すべき注意義務が生じた言うべきである。

そして、具体的にいかなる結果回避措置を講じるべきであったかは、原告ら準備書面6で詳述したとおり、①製造販売の停止、②予想される発生結果についての情報を十分開示した上での自己責任による選択に委

ねる方法、あるいは③有害物質を除去した安全なたばこへの製造販売の切替えといった方法が挙げられる。

- 7 依存性あるいは継続的使用を予定していることに基づく注意義務違反
また、「たばこ」の依存性についても原告ら準備書面5及び6において詳述したが、たばこに含まれるニコチンの依存性を主たる原因として「たばこ」という商品は継続的使用が予定されている以上、上記の自己選択に委ねる方法を採用した場合には、既に喫煙習慣を身につけている者との関係では、十分な情報開示に加えて、更に、④情報開示の結果、禁煙を選択するかどうかに際して上記依存性あるいは習慣性を除去するに足りる措置を講じる必要があるし、また、その結果、禁煙を選択した場合には、やはり依存性あるいは習慣性を除去するに足りる措置を講じる必要がある。

8 依存性の位置付け

この点、被告会社は、被告会社のたばこの製造販売行為の違法性を根拠付けるものである以上、ここで要求されるたばこの依存性とは、「その依存性の程度が、喫煙者自身の意思及び努力による禁煙ができない程度のものでなければならない」と主張している。

しかし、本件において重要なのは、被告らの違法性を基礎付けるに足りるたばこの性質である。即ち、「たばこ」が依存性あるいは習慣的を持つが故に、いったん喫煙習慣を身につけた者はその後の長期間の継続的使用が相当の蓋然性をもって予想され、その長期間の喫煙がもたらす重篤な健康障害が明らかになったことから、そのような結果を回避すべき義務が製造販売業者に課せられるのである以上、ここで必要とされる依存性は、長期間の喫煙を継続させるに足りるたばこの依存性の有無であって、自らの意思で禁煙ができない程の依存の強さは必要ない。即ち、たばこに、一旦喫煙習慣を身につけた（つまりたばこ依存に陥った）各消費者が、その後も喫煙を継続するに足りる依存性があれば、その後の喫煙継続が相当の蓋然性をもって予想され、上記のとおり、長期間の喫煙が相当な蓋然性をもって破滅的な健康破壊をもたらす以上、各消費者の禁煙への動機付けを阻害する程度の依存性があれば違法性を基礎付ける事実としては足りるのである。

被告会社は、殊更に麻薬乱用や中毒がないことや他の法禁物との違いを強調するようであるが、麻薬のような違法薬物として規制するかどうか

かの問題ではないので、乱用や中毒の有無といった観点から他の依存薬物と比較することも意味がない。

なお、実際には、ニコチン及びたばこの依存性の程度が強いことは原告ら準備書面5及び6で詳述したとおりであり、かかる事実は、現実に我が国においても禁煙治療が健康保険の適用対象となっていることからしても明らかである。

9 被告会社の取った措置

そして、実際に、現在に至るまで、被告会社が上記のような結果回避義務を全く果たしていないことは周知の事実である。

それどころか、内部的には喫煙と各たばこ関連病との因果関係を認めつつ、あるいはニコチンの依存性を利用して意図的にニコチンをコントロールすることによってビジネスを成り立たせてきたことを自覚しながら、外部的にはそれらの事実を否定し、歪曲し、あるいは曖昧化するなどして顧客である喫煙者及び新規顧客である非喫煙者に対して喫煙を継続あるいは開始しやすいような広告宣伝、販売促進活動を行ってきた英米のたばこ産業とほぼ同じような対応をしてきたことは周知の事実である。

実際に、被告会社は、1969年の「カナダ下院保健福祉社会問題常任委員会に対するカナダたばこ業界の特別委員会提出書」や1972年の「アメリカ合衆国たばこ協会が作成した喫煙と健康問題論争についての問答集」などを翻訳して喫煙健康問題資料を作成しているのであり、それらのカナダやアメリカのたばこ産業の外部的な対応と被告会社のそれがほぼ同様であることからしても、被告会社も、英米のたばこ産業と同様の行為を行ってきたことは明らかである。

そして、被告会社が主張する被告会社が行なった結果回避措置は、1972年8月から「健康のため吸いすぎに注意しましょう」との旧注意表示、1990年7月から「あなたの健康をそこなうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう」との前注意表示、2005年7月からの「喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなります（以下略）」などの現行注意表示をたばこの包装に表示したこと、広告の自主規制程度であって、上記の結果回避措置については1つもとられていない。

なお、「健康のため吸いすぎに注意しましょう」との文言は、喫煙が肺がんその他の重篤な健康障害を引き起こすことには何ら触れていないば

かりか、喫煙が健康を損なうおそれがあるという程度の記載さえないのであって、自己選択の前提となる情報開示とは到底いえないことは誰の目にも明らかである。

また、被告会社は、上記各注意表示は法律の規定に基づき「大蔵省令で定めた文言」を使用したというが、法律は最低限の注意表示文言を定めたに過ぎず、これ以上の文言を表示することはなんら妨げられるものではないことは東京たばこ訴訟においても確認されている（乙1 p 58 をご参照）。

しかも、不十分であるが一応上記旧注意表示をしながらも、被告会社が、本気で注意表示に警告としての意味を持たせ、注意表示として機能させようとの意志がなかったことは、この当時、専売公社は、上記注意文言を表示する一方で、たばこの有害性は否定しつつも低ニコチン・低タールたばこの開発に努めると同時に、「たばこは動くアクセサリ」「フィルターが有毒ガスを除去する」「たばこの煙の90%は地球大気の成分と同じ」等と広告宣伝をするなど、たばこの安全性に対する関心の高まりを利用して、主にフィルターたばこの売上増に成功し、売上本数を2000億本の大台に乗せ、世界3位を記録しているという事実からも明らかである。更に、1980年7月8日には、いわゆる「Q&A」を作成配布し、新聞各社が、これを公社のたばこの無害宣言として受け止め、厳しく批判したことは原告ら準備書面6で指摘したとおりである（同書面 p 44）。

このような被告会社の不作為及び積極的な欺瞞的製造販売、広告宣伝、販売促進行為の結果、1964年の時点で年間1608億0700万本であった我が国のたばこ消費量は、1992年の時点では3289億本にまで増加しているのである（甲5 p 268表1-②）。

本件各原告も、上記の被告会社による欺瞞的なたばこの製造販売活動及び広告宣伝、販売促進活動により喫煙を継続し、結果、各タバコ関連病に罹患した者達なのである。

第2 予見義務違反

被告会社の製造販売業者としての基本的な注意義務違反及び本件各原告の疾病を含む被害発生の予見義務違反については、原告ら準備書面6の第3（p 12以下）、第5の4（p 20以下）、同6（p 47以下）等で詳述したとおりであるが、必要な範囲で以下補充する。

1 故意責任及び過失責任の通説

不法行為法上の違法性判断においては、相関関係説あるいはハンドの公式が通説となっていることは上記準備書面6で述べたとおりである。

つまり、故意責任であれば、利益侵害行為の態様と被侵害利益の種類との比較考量、過失責任であれば、損害発生危険の大きさの程度ないし蓋然性の大きさと被侵害利益の大きさ、さらには損害回避義務を負わせることによって犠牲にされる利益との比較考量によって違法かどうかの判断がされる。

そして、本件のように、人の生命・健康という重大な法益が被侵害利益となっている場合には、「損害発生危険の蓋然性が低くても、要求される損害回避義務の程度は高くなり、従ってその行為からいったん損害が生ずれば「過失」ありと判断される可能性は大となる」のである（平井宜雄「損害賠償法の理論」p404）。

2 予見の対象

(1) 概括的な結果発生の予見で足りること

上記準備書面6の第5の3（p19以下）で詳述したとおり、喫煙による重大な健康被害が、具体的に原告らに生じることについてまでの予見可能性を被告会社に求める必要はない。繰り返しになるが、「注意義務は、損害の発生を予見し、かつその発生を防止する手段をとること、について考えられる。ただし、予見可能性や回避可能性の対象となるべきものは、なにびとかに損害を与えるであろうことで足り、特定人に対して損害を与えるであろうことの予見である必要はないことは、故意の場合と同様である。また、予見の対象となるべき損害というのも、不法行為の趣旨からみて合理的な範囲において概括的で抽象的なものであれば足りる」（幾代通「不法行為法」筑摩書房現代法学全集p38）のである。

(2) 抽象的過失

そして、ここで要求される注意義務は、「当該の種類行為についての当該の職業・地位・立場等に属する通常人ないし合理人が払うことを期待される程度の注意をなす—善良なる管理者の注意（善管注意）—義務をいう」のが通説とされている（全掲書p40）。このような注意義務違反は抽象的過失と呼ばれるが、これは、「特殊専門的な、あるいは特に危

険性の高い行為をなしうる地位や立場にいる者は、加害の予知・調査・回避などについての諸能力も、おのずと一般市井人よりは高くなっているはずであり、またそれを基準にして「抽象的過失」の有無が判定される」（同書 p 42）。

本件では、「たばこ」という商品の製造販売業者としての上記「抽象的過失」の有無が問題となる。

この点、上記準備書面6において、英米のたばこ産業各社の内部文書から明らかになった英米の各たばこ産業内部での調査研究結果を詳述したところであるが（同書面 p 20 以下ご参照）、抽象的過失の有無の判断においては、このような同じたばこ産業である英米各社が行なってきた調査研究及び判断が多いに参考になるところである。

(3) 予見の対象

また、ここで問題となる注意義務違反の有無の判断は、上記抽象的過失の有無の判断であって、従って、「当該行為によって生ずる危険の大小、ないしは侵害されるおそれのある法益の重大性の大小によって、要求される注意義務の範囲や程度はおのずと差異があることは、当然といわなければならない。たとえば、人の生命・身体に直接に被害を与えうる危険性の大きい交通事業者、医師、食品の製造販売業者などは、そうした危険のより小さい職業や立場の者に比較して、重い注意義務を負わされることになるし、もっぱら幼児が使用する玩具類の製造販売業者は、一般の道具類の製造者の場合よりはキメの細かい注意を要求されよう。」とされている（同書 p 47）。

そして、「たばこ」は、その本来予定されている使用形態が、「喫煙」という700度程度での燃焼により煙を生じさせ、その煙を吸い込むという方法であり、従って、使用者は、不可避免的に有害物質を多数含んだたばこ煙を吸入することになる。しかも、喫煙習慣を維持するために利用されたニコチンの依存性を主な原因として（原告ら準備書面5で詳述したように、たばこという商品の依存性は更に社会的文化的要因によっても強化されている。）、将来にわたる長期間の継続的使用（喫煙習慣）が当然に予定されており、結果、長期間にわたって、相当量の有害物質を吸入することが避けられないという特徴も有している。この継続的使用という点については、そもそも、被告会社もこれを予定して製造販売しているものであり、顧客が、その商品である「たばこ」を1本あるいは1箱のみ使用してその後の継続的使用をしないといった使用形態など

は全く予定していないはずである。

この点、被告会社は、ニコチンの依存性とたばこのその他の有害物質の問題とをあえて別個の問題として扱うべきと主張するようである。

しかし、問題は、ニコチン単体でも、タール単体（あるいはそこに含まれる多数の有害物質単体）でもない。タールその他の有害物質だけでなく、ニコチンをも含み、よって一旦喫煙習慣を身につけた場合にはその後の長期間の喫煙が当然に予定されているという性質を「たばこ」という商品が持っているという点なのである。このような性質を有することで、たばこ1本に含まれる有害物質の量が仮に微量であっても（実際は有害性に閾値がないのであるが）、その後の長期間の継続的使用により、大量の有害物質に暴露されるという、定性的にも、定量的にも、人体に危険な性質を持つ商品となるのである。いわば「複合汚染」を有する1つの商品なのである。

そして、このような性質は、各銘柄によって異なるものではなく「たばこ」という商品に共通のものである。

従って、「たばこ」という燃焼によって発生するたばこ煙を人体に直接吸入することを予定した商品の製造販売業者としては、そのような商品の製造販売業者であるということのみをもって、吸入されたたばこ煙により使用者の生命・身体に直接被害を与える可能性の強い商品の製造販売業者として重い注意義務を負わされることになる。

そして、元々予定されている継続的使用によって、重篤な健康障害が発生することが予想される場合、その被侵害利益の重大性、発生するおそれのある危険の大きさからすれば、「たばこ」という商品の継続的使用及び被害発生の予見ができれば足り、被害発生の詳細なメカニズムについてまでの予見は不要というべきである。

なお、被害発生の重大性、広汎性等については原告ら準備書面5（p 33以下）で詳述したとおりである。

（4）1964年度版米国公衆衛生総監報告書

1964年度版米国公衆衛生総監報告書を、被告会社（日本専売公社）がわずか5週間で全訳刊行したことは既に述べたとおりである。

そして、喫煙と肺がん、肺気腫との関係につきいかなる報告をしたかは、原告ら準備書面6第3の3（p 14以下）で詳述したとおりである。

必要部分を再度、引用する。

「肺ガン

紙巻たばこの喫煙は、男性の肺ガンに因果的に関係があり、その影響の大きさは他のすべての要因を凌いでいる。・・・

肺ガンを起こす危険性は、喫煙期間の長さや1日当りの紙巻たばこの喫煙本数にともなって増加するが、喫煙を中止すると少なくなる。一般男性の紙巻たばこの喫煙者は、非喫煙者と比較すると、9～10倍の肺ガン発生の危険性をもち、多量喫煙者になると少なくとも20倍の危険性がある。・・・

紙巻たばこの喫煙は、一般の人々における肺ガンの発生原因の点で、職業汚染よりもその重要性は大きい。」

「慢性気管支炎と肺気腫

・・・紙巻たばこの喫煙は、慢性気管支炎の発生原因中最も重大性のあるものであって、慢性気管支炎や肺気腫による死亡の危険性を増加させているものである。紙巻たばこの喫煙と肺気腫との間には一種の関係が存在するが、その関係が果たして因果的なものであるかどうかは、いままでのところ、確証されていない。しかし、非喫煙者の間ではこの病気による死亡が少ないことが研究によって示されている。

・・・大部分の人々にとって肺臓や気管の慢性疾患の原因としての相対的重要性は、大気汚染または職業汚染よりもはるかに大きい。」

そして、上記報告書は、わざわざ第2章で「研究の実施方法」（甲19では「調査方法」）との章を設けて調査方法を明らかにするとともに（甲18 p 11以下、甲19 p 10以下）、第3章「判定の基準」（甲19では「判断基準」）との章を設けて結論を導くにあたっての判断基準を説明し（甲18 p 15以下、甲19 p 14以下）、その中で「因果関係」の項目を設けて、対象となっている疾病が非特異性疾患であることを意識し、その上で「要因」、「決定因子」、「原因」という表現については極めて厳格かつ十分な配慮をして使用していることを明らかにしているし（甲18 p 16、甲19 p 16以下）、相関関係及び因果

関係の判断にあたっては、疫学的方法のみならず、臨床的、病理学的、実験的証拠を徹底的に検討して判断したことを明らかにしているのがあって（甲18 p 23、甲19 p 28以下）、きわめて信頼できる結論を示している。

詳述すると、第3章「判定の基準」における「疫学的方法の基準」として、以下のように報告しており、極めて慎重な判断が行われたことを担保している。なお、以下のような判断の方法は、訴訟上の因果関係の判断方法と異ならない（甲18 p 15以下、甲19 p 15以下）。

「統計学的方法では、1つの関連性にある種の因果関係が存在するか否かを証明できるものではない。1つの関連性のもつ因果的な意義は、統計学的推定を超越して判断する問題である。起因子ないし作用因子と、病気または健康への影響との間の関連性をもつ因果的な意義を判定または評価するためには、多くの基準を利用しなければならない。そのうちの1つだけで完全かつ十分な判定基準となりうるものは1つもない。それら基準には次のようなものがある。

- a) 関連性の一貫性
- b) 関連性の強度
- c) 関連性の特異性
- d) 関連性の時間的關係
- e) 関連性の完全性

・・・これらの基準の利用について最も広範かつ明白な説明がなされている箇所は、第9章の「喫煙と肺ガンとの関連性についての評価」と題する部門でみることができる。」

また、同章の「因果関係」においては、「原因」という言葉を使用することに慎重に配慮した上で、以下のように明言している（甲18 p 16、甲19 p 18）。

「たとえこれら複雑なものが認識されても、次のことをはっきりと述べておく必要がある。すなわち、「原因」(a cause)、「主な原因」(a major cause)、「重大な原因」(a significant cause)、または「因果的関連性 (causal association)」という言葉は喫煙と健康に関する結論で使用することに委員会が決定したことは、委員会の確信を裏付けるものである。」

このように、1964年度版米国公衆衛生総監報告書は、疫学的方法のみならず、臨床的、病理学的、実験的証拠を徹底的に検討した上で、極めて慎重かつ控えめな総合的な判断によって、上記のとおり結論を導いているのである。

これだけ詳細な分析によって結果発生蓋然性が認められていれば、上記抽象的過失、即ち、一般的な「たばこ」の製造販売業者としての結果予見義務、結果回避義務を導くのに必要十分である。

従って、遅くとも、上記報告書を全訳刊行した1964年3月3日の時点においては、被告会社は、顧客である喫煙者がそのまま喫煙を継続した場合、そのうちの不特定多数が肺がん、肺気腫を含む各たばこ関連病に罹患するという結果発生の予見をすべき義務が生じたというべきである。

第3 結果回避義務違反

上記のような結果発生の予見に基づき、製造販売業者である被告会社にいかなる結果回避義務が発生するかについては、原告ら準備書面6の第5の6（p47以下）に詳述したとおりであるが、以下必要な範囲で補充する。

1 たばこの性質

繰り返し確認するが、ここで要求される作為義務を基礎付けるのは、以下に述べるような「たばこ」という商品のもつ性質からである（なお、たばこの本来の性質については原告ら準備書面5で詳述したとおりであるが、少なくとも1964年の時点において、一般的な製造販売業者に要求される作為義務を基礎付けるに足りる部分を取り上げておく）。

つまり、「たばこ」という商品は、もともと継続的習慣的使用が予定されている商品であるとともに、遅くとも1964年の時点で、米国公衆衛生総監報告書の公刊等により、①たばこ及びたばこ煙中には、様々な有害性・発がん性をもった物質が含有されている、②含有するニコチンを主な原因として依存性を有する、といった性質を有することが判明し、更に、③本来予定されている長期間の継続的喫煙の結果、相当の蓋然性をもって、不特定多数の喫煙者に肺がんその他のたばこ関連病への罹患及び死亡をもたらすことが客観的に明らかになった。

このように、もともと長期間の継続的喫煙という使用方法を予定している商品の安全性につき、その長期間の喫煙が相当の蓋然性をもって重篤な健康障害を不特定多数の使用者に発生させるということが判明したときに、製造販売業者がいかなる措置を講じるべきかということが問題となるのである。

2 実際に発生した結果との関係

そして、本件では、実際に、各原告らは、長期間の習慣的な喫煙により、上記報告書でも主要な疾病として取り上げられていた肺がん及び肺気腫に罹患しているのである。

本件では、上記のような特徴を持つ商品の使用者が、被告会社が意図したとおり、継続的に商品の使用を行い、その結果、肺がんあるいは肺気腫というたばこ関連病に罹患したという結果があるときに、この結果発生について、製造販売業者が責任を負うのかどうか、が問題となっているのである。

そして、これらの結果を避けられたのかどうかについて遡ってみると、本件各原告が既に喫煙習慣を身につけていた1964年には、上記のとおり米国公衆衛生総監報告書において、公的に喫煙と肺がんとの因果関係等を認めていたことが明らかになっている。そこで取り上げられているのは、肺がんだけでなく、肺気腫を含む多数のいわゆるたばこ関連病であり、その判断は、疫学的方法だけでなく臨床的、病理学的、実験的証拠が併せて徹底的に検討された結果、極めて控えめにされたものであることは上記のとおりである。そして、この判断は、その後の調査研究の積み重ねにより、非常に控えめで妥当なものであったことが実証されている。今日に至ってまで、能動喫煙と肺がん、肺気腫等の因果関係を認めないのはたばこ会社あるいはたばこ会社から資金を得ている研究者程度であるし、主要な科学・医学誌は、たばこ産業からの資金提供を受けている研究発表は掲載していないことはこれまでの準備書面でも既に述べたとおりである。

従って、遅くともこの時点において、少なくとも、「たばこ」の製造販売業者である被告会社は、その後の喫煙継続により、本件各原告を含む不特定多数の顧客の相当部分に重篤な健康障害が生じることを予見すべきであったことは上記のとおりであり、当然、その予見される結果発生を回避すべきであったこと及びその具体的な回避措置については原告ら

準備書面6で詳述したとおりである。

3 依存性の位置付け

(1) 依存性により導かれる回避措置

そして、確かに、上記「たばこ」の依存性は、被告会社の違法性を基礎付ける上で重要な要素ではあるが、それは、原告ら準備書面6で詳述した結果回避義務のうち、ニコチンレスたばこへの製造販売の切替義務、あるいは自己選択に委ねる方法を採用した場合の依存性による自由な意思決定の妨害の除去及び禁煙を選択した者に対する支援等を基礎付けるものである。

(2) 「たばこ」という商品が予定する使用方法から導かれる回避措置

しかし、そもそも、上記のとおり、「たばこ」という商品は、喫煙開始後の長期間の継続的使用が予定された商品なのである。「たばこ」という商品が、おおよそ1人1日平均20本程度（1箱程度）以上の使用を前提に製造販売されていること、実際にそのような使用方法がとられていいることは明らかである（「喫煙と健康 第2版」（甲5）p267以下の各表ご参照）。

従って、あくまでも基本となるのは、もともと予定された使用方法である長期間の継続的喫煙により相当の蓋然性をもって不特定多数の使用者へ重篤な健康障害という結果を発生させるという予見である。かかる結果発生の予見に基づき、これを回避する措置として、自由な顧客の自己選択に委ねる方法を採用するのであれば、それは、自己責任による選択である以上、その決定をするに必要十分な情報開示（警告表示や説明書の同封等）は不可欠であり、その内容は、過小に評価しても喫煙習慣を維持させるに足りる程度の依存性を有するニコチンを含んだ「たばこ」という商品を、使用するかどうか、使用継続するかどうかを自由な意志決定に基づいて選択できるに足りる内容でなければならない。

(3) 被告会社の依存性の位置付け

この点、被告会社は、自由意志での禁煙が出来ない程度の依存性がなければ、被告会社の作為義務は基礎付けられないと主張しているが、以上の理由からして失当である。

百歩譲って、被告会社主張のとおり、ニコチンの依存性の程度が弱く、自らの意思での禁煙が可能な程度だと仮定した場合、販売中止義

務、ニコチンレスたばこへの切替義務、依存性の影響の除去義務などは免れる余地が生じるかもしれないが、禁煙するかどうかを決定するために必要な情報開示義務まで免れることにはならない。被告の主張するように禁煙は自由意志により可能であると仮定したとしても、喫煙によって発生する結果について十分な情報開示がされなければ、喫煙をするかどうか、禁煙をするかどうかの判断すら出来ないからである。

また、被告会社は、ここでの依存性は、被告会社の違法性を根拠付けるものである以上、個人の意思や努力で禁煙できない程度のものである必要がある上、しかも、その依存性の程度は、単にニコチンの依存性だけを取り上げて判断するべきと主張している（被告会社準備書面（3）p 98以下等）。

しかし、問題なのは、ニコチンを製造販売したことの違法性ではなく、ニコチン及びその他の有害物質を含んだ「たばこ」という商品の製造販売の違法性である。この「たばこ」という商品が、タールその他の有害物質だけでなく、ニコチンをも含み、よって一旦喫煙習慣を身につけた場合にはその後の長期間の喫煙が当然に予定されているという性質を持っていることから、かかる商品の安全性をいかに確保しなければならなかったのかが問題なのである。「たばこ」という1つの商品が、このような性質を有することで、たばこ1本に含まれる有害物質の量が仮に微量であっても（実際は有害性に閾値がないのであるが）、その後の長期間の継続的使用により、大量の有害物質に暴露されるという、定性的にも、定量的にも、人体に危険な性質を持つ、いわば「複合汚染」を有する1つの商品となるのである。

そして、ここで依存性が重要なのは、喫煙による重篤な健康障害の発生が、継続的な長期間の喫煙の結果として起こる以上、その長期間の喫煙を維持させるものが、「たばこ」の依存性であるからである。従って、ここで要求されるのは、喫煙習慣を維持し、禁煙への動機付けを弱める程度の依存性で足りるのである。

被告会社準備書面（3）では、ニコチンの依存性の耐性につき、摂取量の増加がないという特徴を挙げているが（p 99以下）、これも禁煙の困難性という意味で言えば、かえって困難性を強化するものである。また、被告会社は、多くの喫煙者がニコチン量の少ないたばこへと切り替えていることを指摘しているようだが、そもそもニコチン量の少ないたばこへの切り替えがニコチン摂取量の低下につながるもの

ではないこと、即ち、閾値以上のニコチンを摂取するためにより深く、頻繁に喫煙するようになったり、そもそも表示されているニコチン量自体の計測方法に問題があることなどが今日では明らかになっている。

同書面同頁では、摂取量の増加が無いことに加えて、喫煙者においては、むしろ1日の喫煙量は一定していると主張されているが、かかる特徴こそが重要なのであって、このような特徴があることこそ、違法性を基礎付ける依存性と言っているのである。なぜなら、「たばこ」1本の使用ではなく、継続的喫煙により長期間にわたって多数の「たばこ」を使用した場合に相当の蓋然性をもって重篤な健康障害を生じることが分かったときの、当該商品の製造販売業者の結果回避義務を基礎付けるものとして、依存性あるいは習慣的使用が問題となっているのだから、喫煙開始後の一定量の喫煙の維持こそが重要なのは明らかだからである（何度も繰り返すが、ここでの問題は、法律でニコチンという薬物の使用自体を禁じるかどうかという問題ではない。）。

なお、禁煙がいかに困難であるかは、原告ら準備書面5第1の3で詳述したとおりである。

(4) 開示されるべき情報との関係

また、製造販売業者である被告会社の情報開示義務との関係でいえば、「たばこ」の依存性の程度は、要求される情報開示の方法・内容に影響する。

つまり、作為義務として情報開示が要求される場合、禁煙の困難性は、ニコチンという薬物の依存性の程度だけでなく、当該社会におけるたばこの位置づけや法律での規制、値段など社会的な要因も加味して考慮される必要があるが、そのような考慮をした上で、当該社会において、自由な意思決定に基づき禁煙へと動機付けを出来る程度の情報が開示される必要があるのである。

この場合に、ニコチンの依存性の程度が強いという事実認定がされれば、その依存性を凌駕して禁煙へと動機付けるに足りる情報開示、警告がされる必要があるし、そうでないならば、予想される結果についての客観的な情報開示で足りると判断されることはあろうが、ニコチンの依存性の程度の強弱によって、情報開示義務自体がなくなることはないのである。

そして、その情報は製造販売業者自ら発せられる必要がある。なぜならば、その依存性の程度はおくとしても、仮にも依存性のある商品

の使用者は、製造販売業者以外からその商品のリスクを知ったとしても、当該商品の製造販売業者がその安全性を保証するような広告宣伝をしていれば、到底、禁煙への意思決定など出来るわけがないし、少なくとも動機付けを弱められることは明らかであるからである。

(5) 先行行為に基づく作為義務

また、被告会社の作為義務は、上記の一般的な「たばこ」という商品の製造販売業者として要求される作為義務のみならず、先行行為に基づく義務として、使用者の自己決定の確保も要求されていることは原告ら準備書面6でも詳述したとおりである。

この先行行為に基づく義務は、顧客である喫煙者をたばこ依存に陥らせたという先行行為に基づいて導かれる責任である。このような義務が、ニコチンの依存性の程度が個人の意思ではコントロールできない程度に強い場合に発生するのは当然であるが、たとえ依存性の程度が個人の意思や努力でコントロールできる程度のものであったとしても、上記のとおり「たばこ」という商品が、そもそも継続的使用、即ち喫煙習慣を身につけることを前提として製造販売されている商品である以上、事前に十分な情報開示なく習慣を身につけさせたという先行行為からも発生するというべきである。このような義務は、単純にニコチンの依存性のみから導かれるものではなく、「たばこ」が、もともと長期間の継続的使用が予定された商品であり、1本1本では微量であっても有害物質・発がん物質を含んだたばこを習慣的に使用させることから長期間の喫煙が予想され、結果、大量の有害物質・発がん物質に暴露されることが相当の蓋然性をもって予見される以上、そのような習慣を身につけさせた製造販売業者に対しては当然課せられるべきものである。

4 結果回避可能性

(1) 禁煙による効果

そして、上記1964年度版米国公衆衛生総監報告書においては、禁煙により危険率が下がるというデータも報告されているし、1972年度版同報告書においては、より明確に禁煙の効果が報告されている(甲22)。そして、この1972年度版同報告書も被告会社(日本専売公社)によって全訳公刊されているのであり、被告会社は、禁煙により結果を回避できることを認識していたし、合理的な製造販売業

者として認識すべきであった。

被告会社は、肺がんや肺気腫がいわゆる非特異性疾患であり、多数の要因がありうるとして、喫煙が無くても当該疾患への罹患があったとの主張をするかもしれない。

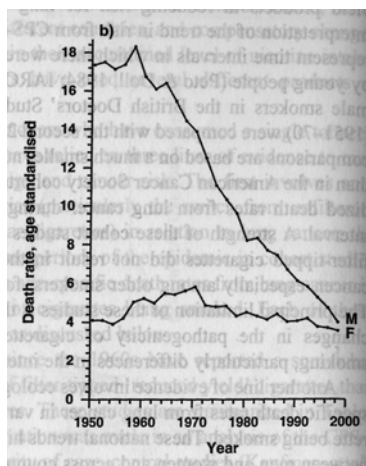
しかし、少なくとも、本件各原告が禁煙をしていれば、本件の具体的な疾病への罹患あるいは発症を遅らせることは出来たはずであり、本件における具体的な当該結果の発生は回避できたことは明らかである。

禁煙により肺がん等への罹患、死亡を避けることが出来た客観的データも今日では揃っており、結果発生の回避可能性は明らかである。

参考として、喫煙対策の進捗別に代表的なモデルとなる国別の肺がん死亡率の年次推移の資料を以下に示す。なお、肺がん死亡率以上に罹患率が高くなるのは当然である。

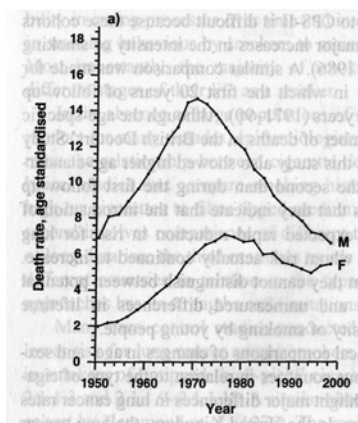
* 喫煙対策が世界で最も進んだ国の肺がん死亡率の年次推移 (イギリス)

横軸：西暦年、縦軸：年齢調整済み肺がんによる死亡率



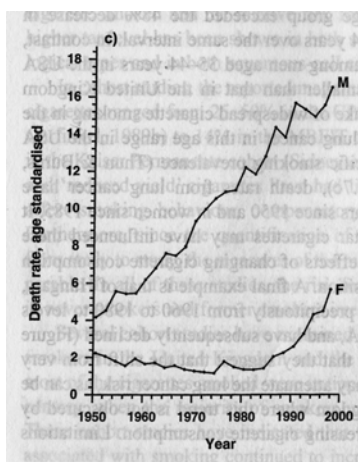
(IARC2004)

*タバコ対策がある程度進んでいる国における年齢調整済み肺がん死亡率の年次推移
(アメリカ) 横軸：西暦年、縦軸：年齢調整済み肺がんによる死亡率



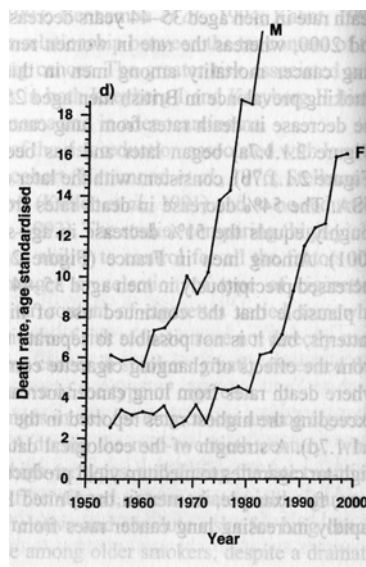
(IARC2004)

*タバコ対策が進んでいない先進国の一つでの年齢調整済み肺がん死亡率の年次推移
(フランス：日本もだいたい同じ) 横軸：西暦年、縦軸：年齢調整済み肺がんによる死亡率



(IARC2004)

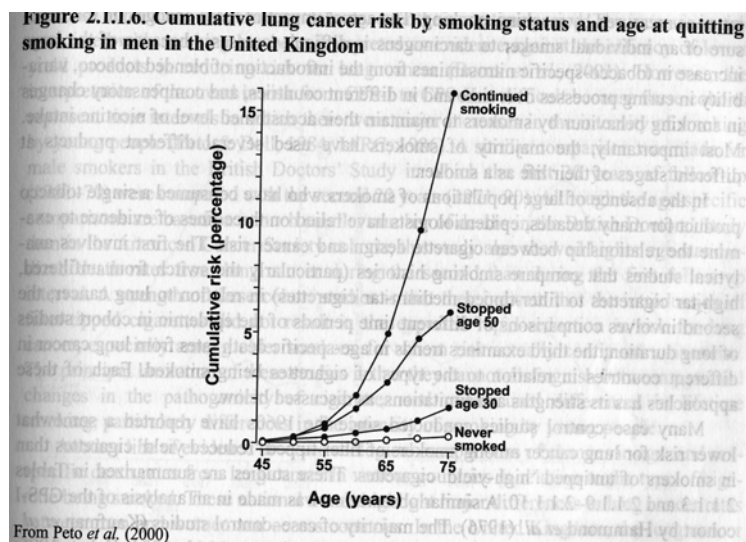
*全く喫煙対策が進まずタバコ会社のターゲットになっている東欧圏の肺がん死亡率の年次推移（ハンガリー）横軸：西暦年、縦軸：年齢調整済み肺がんによる死亡率



(IARC2004)

また、以下に示すように、早期に禁煙すればするほど、結果発生の危険性を回避することが出来ることも客観的データから明らかになっている。

*喫煙継続者、50歳で禁煙の元喫煙者、30歳で禁煙の元喫煙者、非喫煙者の、年齢別肺がん累積死亡率 縦軸：肺がんによる年間死亡率、横軸：年齢



Peto et al. (2000)

禁煙を早くやめればやめるほど肺がんになるリスクは下がるが、非喫煙者と同じにまでは下がらないことが示されている。

(2) ニコチンコントロール技術

被告会社は、ニコチンのコントロールなどありえないし、現にしていけないなどと主張している（被告会社準備書面（3）p 113）。

しかし、被告会社は、現実に低ニコチンたばこを製造販売しているし、各銘柄ごとのニコチン量を一定に保っているのものであって、コントロール技術を有し、現にコントロールしていることは誰の目にも明らかである。

また、ニコチン量のコントロールの方法については、やはり英米のたばこ産業の内部文書あるいは1994年の米国議会公聴会における各証言などから明らかになっている（原告ら準備書面6第5の4（4）p 33以下ご参照）。

少なくとも、その主要なコントロール技術の1つである再構成シートたばこについては、被告会社は、1968年（昭和43年）の時点で策定された長期経営計画の中で、既に「高品質・高付加価値製品の生産については」「原料の特殊加工技術を開発する」、「シートたばこの開発利用を行なう」、などの目標を掲げており、既に獲得した技術であったことを明らかである。また、同時に「ニコチン含有量・・・の管理を高める」、「ニコチンコントロール・・・などの機能を強化する」などの目標も掲げているのものであって、ニコチンコントロールなどありえないという被告会社の主張は到底信用できない。

実際に、被告会社は、その後、低タール・低ニコチンを謳ういわゆる「ライトたばこ」の売り上げを伸ばしていつているのものであって、このような動向は英米のたばこ産業と全く同じである（「たばこ専売誌6巻上」（甲16）p 538）。

(3) 情報開示の方法（注意表示の文言）

また、情報開示の方法としては、たばこ包装への注意表示だけで足りるかどうかは置くとしても、少なくとも、注意表示の内容については、被告会社は、法令で定められた文言と異なる表示をすることが法律上できないということはないのものであって、たばこ事業法第39条第1項の趣旨に照らせば、より強い（真実に基づいた）表現方法での表示をすることも可能であった（乙1 p 58ご参照）。

しかも、実際にされた、被告会社の言うところの旧注意文言、前注意文言は、本件原告らを含む多くの喫煙者らの結果回避に結びつかない全く意味のない措置であったことは、本件各原告がその表示よって

禁煙への動機付けをすることが無かった事実のみならず、今日のたばこ関連病による膨大な数の死亡者（2000年で11万4000人）、これをはるかに上回る罹患者が如実に物語っていることは原告ら準備書面6述べたとおりである（同書面p51）。

被告会社としては、何らかの結果回避の措置を講じた場合であっても、その効果を調査し、効果が出ていないようであれば、より効果的な別の措置を取るべき義務を負っているのであって、旧注意文言を表示したとしても、その効果が出ていないのであれば、自主的により効果的な表示を行なうことも出来たのである。

5 被告会社のとった措置

(1) 被告会社のとった回避措置

被告会社には、原告ら準備書面6第5の6（p47以下）で詳述したような結果回避義務が課せられていたにも関わらず、被告会社が実際に行なった結果回避措置は、1972年8月から「健康のため吸いすぎに注意しましょう」との旧注意表示、1990年7月から「あなたの健康をそこなうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう」との前注意表示、2005年7月からの「喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなります（以下略）」などの現行注意表示をたばこの包装に表示したこと、広告の自主規制程度であって、上記の結果回避措置については1つもとられていない。

被告会社のあげる措置は、おそらく、情報開示による自己選択にゆだねる方法の一内容だと思われる。その場合には、少なくとも、「たばこ」の使用がもたらす結果が開示される必要があるところ、「健康のため吸いすぎに注意しましょう」との文言は、喫煙が肺がんその他の重篤な健康障害を引き起こすことには何ら触れていないばかりか、喫煙が健康を損なうおそれがあることがあるという程度の抽象的な事実の記載さえないのであって、自己選択の前提となる情報開示とは到底いえないことは誰の目にも明らかである。

このように、現在に至るまで、被告会社が上記のような結果回避義務を全く果たしていないことは周知の事実である。

(2) 欺瞞的な製造販売、広告宣伝行為

むしろ、被告会社も、英米のたばこ産業とほぼ同様な対応をしてきたことも、やはり周知の事実である。即ち、内部的には喫煙と各たば

こ関連病との因果関係を認めつつ、あるいはニコチンの依存性を利用して意図的にニコチンをコントロールすることによってビジネスを成り立たせてきたことを自覚しながら、外部的にはそれらの事実を否定し、歪曲しあるいは曖昧化するなどして顧客である喫煙者及び新規顧客である非喫煙者に対して喫煙を継続あるいは開始しやすいような広告宣伝、販売促進活動を行なってきたのである。

実際に、被告会社は、1969年の「カナダ下院保健福祉社会問題常任委員会に対するカナダたばこ業界の特別委員会提出書」（甲20）や1972年の「アメリカ合衆国たばこ協会が作成した喫煙と健康問題論争についての問答集」（甲21）などを翻訳して喫煙健康問題資料を作成しているのである。それらのカナダやアメリカのたばこ産業の外部的な対応と被告会社のそれがほぼ同様であることからしても、被告会社も、英米のたばこ産業と同様の行為を行なってきたことは明らかである。

ちなみに、上記問答集等でとられているたばこ産業の態度は、1954年に、米国たばこ業界が設立した「The Tobacco Industry Research Committee（タバコ産業研究協議会）」が出した以下の公式声明から一貫して変わらないものである（甲11p23）。

「専門家の意見を紹介します。

- ① 最新の医学研究では、肺癌の原因は無数にあるという結論が出ている。
- ② 専門家の間でも肺癌の原因に関する意見はさまざまである。
- ③ タバコが肺癌の原因の1つだという証拠はない。
- ④ 統計に見られる喫煙と疾患の関係の数値は、さまざまな生活習慣が原因で起こる疾患の数値と同じ程度である。喫煙を疾患の原因だと捉えることには、まだ多くの専門家が疑問を呈している。」

その共通する外部的態度は、具体的には、権威ある、信頼できる研究発表等に対しては、当該疾病（例えば肺がんや肺気腫）の発生機序が未解明であるとか、その要因は多様であって喫煙は1つの要因に過ぎないとか、当該疾病が喫煙量の増加に伴い増えているのは高齢化の影響であって、喫煙のせいではないとか、統計学的裏づけしかなく基礎医学的知見が未だにないとか、動物実験の結果がないあるいはその

方法等に問題があるといった指摘をし、真っ向から結論に反対するのではなく、むしろ、結論はまだ出ていないとか、別の結論を出す意見もあるというものである。しかし、指摘されたような問題点は、既に1964年度版米国公衆衛生総監報告書において、諮問委員会自身の手によって取り上げられ、検討され、克服されているのである。にもかかわらず、たばこ産業各社は、敢えてこれらの問題点を殊更に取り上げることで問題を先送りし、事実を歪曲あるいは曖昧化し、顧客に対しての宣伝広告活動に替えていたのである。

そして、このような英米あるいはカナダのたばこ産業が取ってきた方法は、正に、上記タバコ産業研究協議会の公式声明そのものの態度に他ならない。

このような態度は、カナダにおいてもアメリカにおいても、そして現在の我が国においても全く同様にとられてきたものであり、上記1969年カナダたばこ業界の特別委員会提出書でも、1972年問答集でも同じである。

そして、このような米国の各たばこ産業の態度は、少なくない内部文書が漏洩し、内部告発などがあっても変わらず、1994年の米国議会での公聴会に至ってでさえ、虚偽の証言を繰り返し、結局、否定のしようがなくなった部分についてのみ漸く、段階的に認めるに至っているのが現状である。

被告会社も、未だ内部文書が公開されていないことを良いことに、あるいは、英米各国と異なり、たばこ産業対たばこを規制する政府という図式ではなく、国（しかも保険健康を所管する厚生労働省ではなく、財務省が所管している）が一緒になって健全なたばこ事業の発展を図るなどという体制を楯にして、現在に至るまで、未だにかつての英米のたばこ産業が繰り返してきた方法でもって、欺瞞的な製造販売活動を継続しているのである。

なお、上記のような英米の各タバコ産業による情報の歪曲、問題の先送りのための主張は、喫煙者らに対する宣伝広告活動として効果を発揮したが、最終的には、「たばこ規制枠組条約」の発効に至ったように、権威ある保険機関、医学者、科学者らからは相手にされなかった。

しかも、繰り返しになるが、被告会社が行なった1972年からの旧注意表示についても、被告会社が、本気で注意表示に警告としての意味を持たせ、注意表示として機能させようとの意志がなかったことは、

この当時、専売公社は、上記注意文言を表示する一方で、たばこの有害性は否定しつつも低ニコチン・低タールたばこの開発に努めると同時に、「たばこは動くアクセサリー」「フィルターが有毒ガスを除去する」「たばこの煙の90%は地球大気の成分と同じ」等と広告宣伝をするなど、たばこの安全性に対する関心の高まりを利用して、主にフィルターたばこの売上増に成功し、売上本数を2000億本の大台に乗せ、世界3位を記録しているという事実からも明らかである。

更に、被告会社が、1980年7月8日には、いわゆる「Q&A」を作成配布し、新聞各社が、これを公社のたばこの無害宣言として受け止め、厳しく批判したことは原告ら準備書面6で指摘したとおりである（同書面p44）。「健康のため吸いすぎに注意しましょう」などという極めて曖昧で欺瞞的な表現の表示をするだけでなく、わざわざ、「Q&A」などというたばこの害を否定する冊子を作成し配布する行為は、上記の英米の各たばこ産業が行なってきた、問題の先送り、事実の歪曲、曖昧化という方法そのものであり、単なる一般市民であって、専門的な判断など出来ない喫煙者に対しては極めて効果的な方法であったのである。

既に原告ら準備書面5で述べたとおり、「たばこ」の依存性は、ニコチンの依存性のみならず、いわゆる認知的不協和あるいは社会学イノベーション普及の観点からも強化されており、そもそも喫煙者は禁煙への動機付けをすることが困難なのであるが、上記のような被告会社自らの宣伝広告あるいは販売促進活動によって、更に禁煙への動機付けを困難にされてきたのである。

このように被告会社は、何らの結果回避義務を尽くすことなく、更には、上記のような欺瞞的な製造販売、広告宣伝、販売促進活動を繰り返し、その結果、我が国のたばこ消費量は、1964年の時点で年間1608億0700万本であったものが、1992年の時点では3289億本にまで増加しているのである（甲5p268表1-②）。

本件各原告も、上記の被告会社による欺瞞的なたばこの製造販売活動及び広告宣伝、販売促進活動により喫煙を継続し、結果、各タバコ関連病に罹患した者達なのである。

6 その後の回避義務

なお、原告ら準備書面6第5の9（p52）で述べたとおり、たばこの

有害性・依存性についての被告会社の認識は年々深まっていったのであり、また、同時に、たばこの売上本数及び喫煙率も上昇していったのであるから、1964年頃までになんらかの措置を取っていたとしても、その喫煙率の上昇等の実態に即して、その時その時の客観的な状況に応じて、より効果的な措置を講じるべき作為義務が発生していたことは論ずるまでもない。

そして、ここでの注意義務違反も、上記のとおりいわゆる「抽象的過失」である以上、たばこに関する科学的医学的知見の集積状況、それを基にした結果発生の予見義務の有無についても、合理的な「たばこ」製造販売業者として期待される程度の注意義務であることは当然である。従って、同時期の諸外国の対応、各たばこ産業の対応、あるいは被告会社の商品が我が国以外で販売されるときに警告表示の内容などは、多いに参考にされるべきである。

そして、結局のところ、被告会社は、何らの効果的な措置も取らなかったばかりか、その主張する注意表示等の措置についても、実際に効果が上がっているのかどうかといった調査をした上でより効果的な措置を講じることは一切していないことも、原告ら準備書面6で述べたとおりである。

以上